

関係法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）	2
気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）（抄）	3
環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）	3
富山県環境基本条例（平成七年富山県条例第四十六号）（抄）	4
富山県環境審議会運営規程（抄）	5

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあつては、当該基準に基づき、定めるものとする。

7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

- 8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。
- 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）（抄）

（地域気候変動適応計画）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

富山県環境基本条例（平成七年富山県条例第四十六号）（抄）

（環境基本計画の策定）

第11条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、富山県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画に基づく個別計画の策定）

第12条 知事は、環境基本計画に基づき、大気汚染、水質汚濁その他の公害の防止、地下水の保全、自然環境の保全等に関する計画をそれぞれ定めるものとする。

第7章 富山県環境審議会

（設置）

第34条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項に規定する機関及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項に規定する機関として、富山県環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第35条 審議会は、25人以内の委員及び若干人の特別委員で組織する。

（委員）

第36条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（特別委員）

第37条 （略）

（会長及び副会長）

第38条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する順序によりその職務を代理する。

（会議）

第39条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会及び専門員)

第40条 (略)

(調査員)

第41条 審議会に、特定の専門事項を調査させるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

(細則)

第42条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

富山県環境審議会運営規程(抄)

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県環境基本条例(平成7年富山県条例第46号。以下「条例」という。)第42条の規定に基づき、富山県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の種類)

第2条 審議会の会議は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第39条の規定による会議
- (2) 条例第40条第1項の規定による専門部会の会議
- (3) 第5条第1項の規定による連合専門部会の会議
- (4) 第9条第1項の規定による小委員会の会議

(審議会の会議の招集)

第3条 審議会の会議の招集は、会議の日の3日前までに、その日時、場所及び付議すべき議題を示した書面により、委員、特別委員及び専門員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第4条～第5条 (略)

(諮問の付議)

第6条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な専門部会(連合専門部会を含む。以下同じ。)又は小委員会に付議することができる。

第7条 (略)

(調査員)

第8条 調査員は、当該特定の専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(小委員会)

第9条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 3 小委員会は、委員、特別委員、専門員又は調査員若干人で組織する。
- 4 小委員会に属する委員、特別委員、専門員又は調査員は、会長が指名する。
- 5 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 6 委員長は、小委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、当該小委員会に属する委員、特別委員、専門員又は調査員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 8 条例第39条の規定は、小委員会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「小委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「委員及び議事に関係のある特別委員」とあるのは「当該小委員会に属

する委員、特別委員、専門員及び調査員」と読み替えるものとする。

9 委員長は、必要に応じて会議の経過及び結果を書面で会長に報告するものとする。

10 小委員会は、当該特定の事項に関する調査審議が完了したときは、解散されるものとする。

(議事録の作成)

第10条 審議会の会議の招集者は、会議のたびごとに議事録を作成するものとする。

2 議事録には、会議の日時、場所、出席した委員、特別委員、専門員及び調査員の氏名、議決事項並びに議事の経過の概要及びその結果を記載しなければならない。

3 議事録には、次の会議において招集者が署名するものとする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、生活環境文化部環境政策課において処理する。

附 則

この規程は、平成12年6月27日から施行する。

(平成12年6月27日 富山県環境審議会決議)

(略)

附 則

この一部改正は、平成28年3月28日から施行する。

(平成28年3月28日 富山県環境審議会決議)